

中心市街地活性化法の概要

【法目的】 少子高齢化、消費生活等の状況変化に対応して、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進。

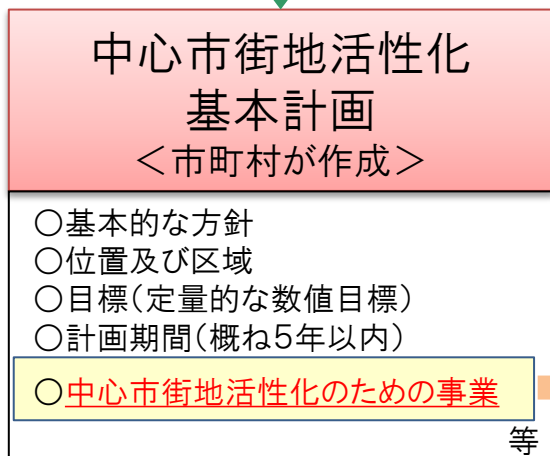
基本方針

中心市街地活性化本部(本部長:内閣総理大臣、副本部長:内閣官房長官・地域活性化担当大臣・経済産業大臣・国土交通大臣、本部員:全閣僚)が案を作成し、閣議決定

(構成員例まちづくり会社・商工会議所・市町村・民間事業者・地域住民等)

中心市街地活性化協議会

提案意見



認定申請

内閣総理大臣による認定制度

内閣総理大臣

協議

同意

関係行政機関の長

認定

事業名	事業例
市街地の整備改善	・商業、業務、居住等の都市機能の集積 ・土地区画整理事業、市街地再開発事業 ・道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備
都市福利施設の整備	教育文化施設(学校、図書館等)、医療施設、社会福祉施設(高齢者介護施設、保育所等)等の整備
まちなか居住の推進	・公的賃貸住宅等の整備を行う事業 ・民間の優良な住宅整備を行う事業 ・上記と一体で行う居住環境の向上のための事業
経済活力の向上	・「特定民間中心市街地経済活力向上事業」のような中核的な商業施設等の整備 ・空き店舗の活用、既存店舗・商店街のリニューアル ・テナントミックス事業 ・中心市街地のにぎわい創出に寄与するイベント

認定基本計画への重点的な支援